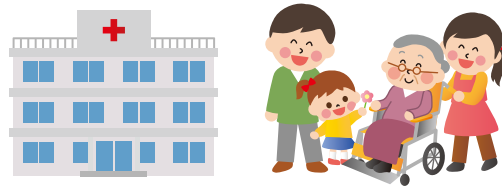


高齢期移行助成制度が始まります

7月1日から、老人医療費助成制度が廃止になり、高齢期移行助成制度が始まります。制度の変更により、下記の区分Ⅱに「要介護2以上」の要件が加わりました。

内 病気やけがなどによる医療費を助成し、自己負担額を3割から2割に軽減

※自己負担の合計金額が限度額を超えた場合は、申請により超えた額を助成します。



対 下表の所得要件などを満たす、昭和27年7月1日以降に生まれた65～69歳

※昭和27年6月30日以前に生まれた人は、経過措置として現行の要件や自己負担による助成を継続するため、変更はありません。

認定区分	要件	負担割合	自己負担限度額（月額）	
			外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
区分Ⅰ	市民税非課税世帯で、世帯員全員の所得が0円の人（公的年金収入金額は世帯員それぞれ80万円以下）	2割	8,000円	15,000円
区分Ⅱ	市民税非課税世帯で、本人の公的年金収入金額に合計所得を加えた金額が80万円以下で、 要介護2以上 の人	2割	12,000円	35,400円

問 医療助成年金課（☎427・9190）

パブリックコメント（意見公募）を実施します

Ⓐ加古川東市民病院跡地活用計画（改定案）

平成28年3月に策定した加古川東市民病院跡地活用計画の一部改定を予定していますので、皆さんのご意見をお聞かせください。

Ⓑ見守りカメラの設置及び管理運用（案）

市が設置し維持管理を行う見守りカメラを厳格かつ適正に管理運用するためのルールを検討していますので、皆さんのご意見をお聞かせください。



応 Ⓐ6月22日（必着） Ⓑ6月7日（必着）までに意見提出用紙に必要事項を書いて、次のいずれかの方法で応募してください。

※各案と意見提出用紙は、意見提出窓口と市ホームページにあります。

	Ⓐ加古川東市民病院跡地活用計画（改定案）	Ⓑ見守りカメラの設置及び管理運用（案）
①意見提出窓口へ提出	政策企画課、加古川駅南子育てプラザ、東加古川子育てプラザ、志方児童館、中央図書館（6月18日まで）、加古川図書館、ウェルネスパーク、海洋文化センター、中央市民病院	生活安全課
	市役所案内、各市民センター・公民館、東加古川市民総合サービスプラザ	
②郵送	〒675-8501 政策企画課	〒675-8501 生活安全課
③FAX	424・1370	427・3525
④Eメール	seisaku@city.kakogawa.lg.jp	seian@city.kakogawa.lg.jp

問 Ⓐ政策企画課（☎427・9765） Ⓑ生活安全課（☎427・9760）